

インボイス問題のこれから

—インボイスは消費税増税の仕掛け—

2023年11月10日

清家税理士事務所

税理士 清家 裕

1. インボイス問題のこれから

- (1) インボイスなくして本則課税の仕入税額控除なし
- (2) インボイス発行のための登録申請（免税事業者は申請不可）
- (3) 仕入税額控除の経過措置
- (4) 課税事業者の申告・納税
 - ①本則課税
 - ②簡易課税
 - ③「2割特例」（免税から課税を選択した事業者、導入後3年間）
- (5) 物価高騰を引き起こすインボイス
- (6) 電子インボイスの義務化か

2. インボイスは消費税増税の仕掛け

- (1) 政府税制調査会（15%） 経済同友会（17%）
日本経団連（19%）「少子化対策の財源に消費税」（2023年9月）
- (2) 複数税率の拡大（現在：8%と10%）

3. 消費税増税の目的

- (1) これまでの消費税（目的は大企業・富裕層の減税、口実は社会保障）
- (2) これからの消費税（目的は大軍拡の財源、口実は少子化対策と防衛）

4. 日本経済・日本社会を破壊する消費税（貧困と格差を拡大する不公平税制）

インボイスは廃止、消費税は減税そして廃止により再生

①

適格請求書

- ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容（軽減税率の対象品目である旨）
- ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額（税抜き又は税込み）及び適用税率
- ⑤ 税率ごとに区分した消費税額等*
- ⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

請求書

株〇〇御中 ← ⑥

△△商事㈱
登録番号 T012345... ①

11月分 131,200円 ② ××年11月30日

日付	品名	金額
11/1	魚 *	5,000円
11/1	豚肉 *	10,000円
11/2	タオルセット	2,000円 ③
...		
合計	120,000円	消費税 11,200円 ⑤
3%対象	40,000円	消費税 3,200円
10%対象	80,000円	消費税 8,000円

④ * 軽減税率対象

適格簡易請求書

- ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容（軽減税率の対象品目である旨）
- ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額（税抜き又は税込み）
- ⑤ 税率ごとに区分した消費税額等*又は適用税率

②

スーパー〇〇
東京都...
登録番号 T123456... ①

XX年11月30日

領収書

ヨーグルト*	1	¥108
カップラーメン*	1	¥216
ビール	1	¥550
合計		¥874
8%対象		¥324
10%対象		¥550
消費税額		¥24
消費税額		50
お預り		¥1,000
お釣		¥126

③ * 軽減税率対象

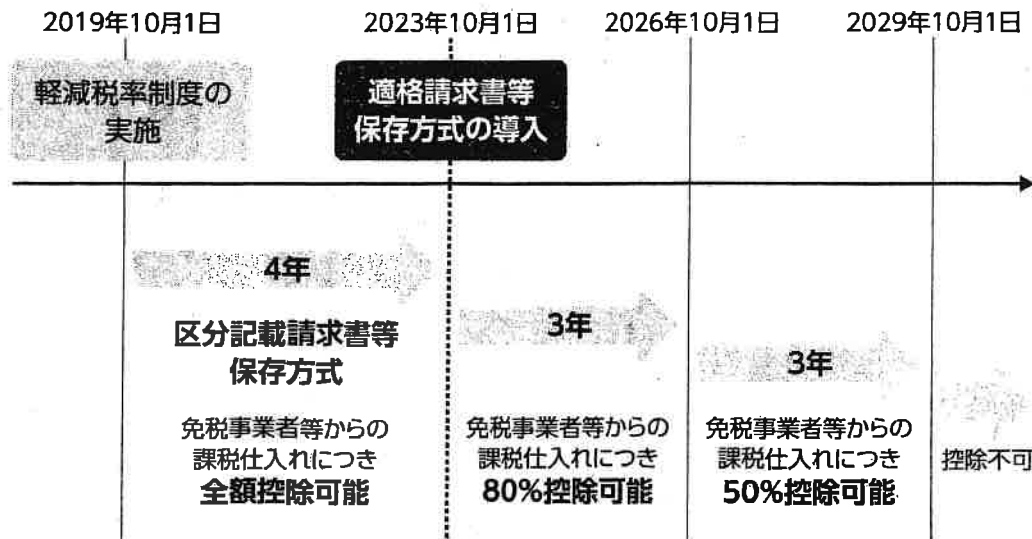
④

⑤ 適用税率又は消費税額等どっちかを記載
※両方記載することも可能

(国税庁 2020 年 6 月作成小冊子「適格請求書等保存方式の概要ーインボイス制度の理解のためにー」より)

②

仕入税額控除の経過措置



(注) 免税事業者等とは免税事業者、登録を受けていない課税事業者、消費者のことです。(清家が補足)

(全国商工新聞 2021.5.31)

消費税納税額の計算の仕組み

(書は万円, カッコ内は消費税額)

1. 課税事業者 [「割り戻し計算」のイメージ、消費税は地方消費税を含む、標準税率10%、軽減税率8%以外は省略]

(1) 本則課税 [簡易課税の事業者や免税事業者以外の事業者]

(A) 標準税率の売上高 (消費税込) $\times 10 \div 110 +$ 軽減税率の売上高 (消費税込) $\times 8 \div 108 =$ 課税売上高の消費税額
 6,600 (600) 0 (0)

(B) 標準税率の仕入高 (消費税込) $\times 10 \div 110 +$ 軽減税率の仕入高 (消費税込) $\times 8 \div 108 =$ 課税仕入高の消費税額
 4,400 (400) 108 (8)

(C) (A) の課税売上高の消費税額 - (B) の課税仕入高の消費税額 = 消費税納税額
 (600) (408) (192)

(2) 簡易課税 [基準期間 (個人は前々年、法人は前々期) の課税売上高が5,000万円以下で簡易課税を選択している事業者]

(A) 標準税率の売上高 (消費税込) $\times 10 \div 110 +$ 軽減税率の売上高 (消費税込) $\times 8 \div 108 =$ 課税売上高の消費税額
 550 (50) 0 (0)

(B) (A) の課税売上高の消費税額 \times みなし仕入率 (みなし仕入率は事業の種類により法定) = 課税仕入高の消費税額
 (50) 50% (サード業)

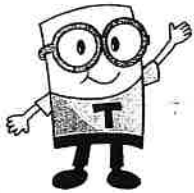
(C) (A) の課税売上高の消費税額 - (B) の課税仕入高の消費税額 = 消費税納税額
 (50) (25) (25)

2. 免税事業者 [基準期間の課税売上高が1,000万円以下で、かつ特定期間 (個人は前年の上半年、法人は前期の上半期) の課税売上高又は給与等支払額が1,000万円以下の事業者、課税事業者の選択は可能]

事務負担軽減?
補助金も?

税負担軽減?

インボイス制度、 支援措置があるって本当!?



本当です! そのための税制改正(案)が閣議決定されています。
また、令和4年度補正予算で各種補助金が拡充されました。

免税事業者から課税事業者になる方へ

納税額が売上税額の2割に軽減?
インボイスの登録で補助金が50万円上乘せ?
登録申請、4月以降でも大丈夫?

既に課税事業者の方も

会計ソフトに補助金?
少額取引はインボイス不要って?
少額な値引き・返品は対応不要?

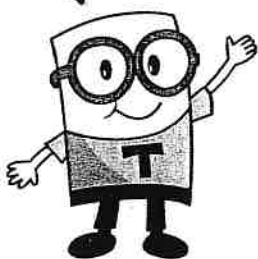
小規模事業者向け 納税額が売上税額の2割に軽減?

免税事業者からインボイス発行事業者になった場合の税負担・事務負担を軽減するため、
売上税額の2割を納税額とすることができます!

対象になる方 免税事業者からインボイス発行事業者になった方(2年前(基準期間)の課税売上が1000万円以下等の要件を満たす方)

対象となる期間 令和5年10月1日~令和8年9月30日を含む課税期間
※個人事業者は、令和5年10~12月の申告から令和8年分の申告まで対象

売上・収入を把握するだけで
申告でき、経費等の集計は不要!
事前の届出も不要!

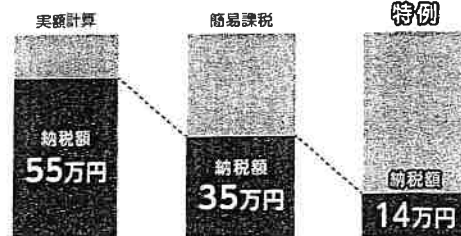


事例 売上700万円(税額70万円) ※サービス業
経費150万円(税額15万円)

実額計算の場合▶
70万円 - 15万円 = 55万円

簡易課税の場合▶
70万円 - 35万円* = 35万円
※70万円×50%(サービス業のみなし仕入率)

特例の場合▶ **70万円 × 2割 = 14万円**



消費税の申告を行うためには、通常、経費等の集計やインボイスの保存などが必要となりますが、この特例を適用すれば、所得税・法人税の申告で必要となる売上・収入を税率毎(8%・10%)に把握するだけで、簡単に申告書が作成できるようになります!

また、事前の届出も不要で、申告時に適用するかどうかの選択が可能です!

補助金の拡充や事務負担の軽減措置は裏面へ

財務省
Ministry of Finance (MofF)

小規模事業者向け インボイスの登録で補助金が50万円上乘せ?

持続化補助金について、免税事業者がインボイス発行事業者に登録した場合、補助上限額が一律50万円加算されます!

- 対象** 小規模事業者
- 補助上限** 50~200万円(補助率2/3以内) ※一部の類型は3/4以内
100~250万円(インボイス発行事業者の登録で50万円プラス)
- 補助対象** 税理士相談費用、機械装置導入、広報費、展示会出展費、開発費、委託費等



中小事業者向け 会計ソフトに補助金?

IT導入補助金(デジタル化推進型 導入類型)について、安価な会計ソフトも対象となるよう、補助下限額が撤廃されました!

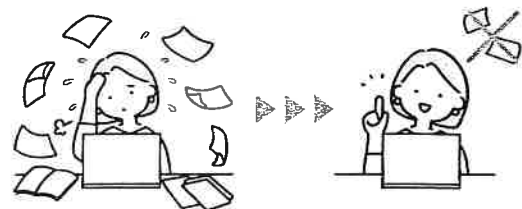
- 対象** 中小企業・小規模事業者等
- 補助額** **ITツール** ~50万円(補助率3/4以内)、50~350万円(補助率2/3以内) ※下限額を撤廃
PC・タブレット等 ~10万円(補助率1/2以内) **レジ・券売機等** ~20万円(補助率1/2以内)
- 補助対象** ソフトウェア購入費、クラウド利用費(最大2年分)、ハードウェア購入費等



中小事業者向け 少額取引はインボイス不要って?

1万円未満の課税仕入れ(経費等)について、インボイスの保存がなくても帳簿の保存のみで仕入税額控除ができるようになります!

- 対象になる方** 2年前(基準期間)の課税売上が1億円以下
または1年前の上半期(個人は1~6月)の課税売上が5千万円以下の方
- 対象となる期間** 令和5年10月1日~令和11年9月30日



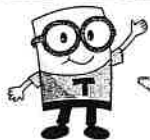
すべての方が対象 少額な値引き・返品は対応不要?

1万円未満の値引きや返品等について、返還インボイスを交付する必要がなくなります!
振込手数料料分を値引処理する場合も対象です!

- 対象になる方** すべての方
- 対象となる期間** 適用期限はありません。



すべての方が対象 登録申請、4月以降でも大丈夫?



大丈夫です!4月以降の申請でも制度開始時に登録が可能です!

詳しくはこちらまで



■その他インボイス制度の一般的なご質問やご相談は、インボイスコールセンターまで

 **0120-205-553** フリーダイヤル(無料)

受付時間 9:00から17:00(土日祝除く)

※個別相談は、所轄の税務署への事前予約をお願いします。